二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	14,603.08

第九　よしきりざめ（北大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,012.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,613.00

第十　あおざめ（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

62.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あおざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	62.00

第十一　よしきりざめ（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,520.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
よしきりざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,292.00

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号	野々市市若松町二三二番一から同市若松町二二二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月一日

○近畿地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県有田郡有田川町大字小島字夙谷四三三番二地内	前	二七・八〇～四六・一一メートル　〇・〇一二キロメートル
	後	二七・八〇～四六・一一メートル　〇・〇一二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十九号	北海道雨竜郡幌加内町字添牛内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署二八〇林班る小班から同町字添牛内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署二六七林班は小班まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　令和七年七月一日

○北海道開発局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道古平郡古平町大字浜町四〇番三〇から同町大字浜町四〇番四一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　令和七年七月一日